

○厚生労働省令第七十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第十五条の規定を実施するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)</p> <p>第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和十三年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)</p> <p>第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和九年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>

様式第五号（第一面）及び同様式（第二面）を次のように改める。



雇用促進計画一1

①雇用促進計画の計画期間: 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

Table with columns for plan number, business name, location, insurance number, start date, employee count, and employment status. Includes a 'Total' row at the bottom.

② 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

□はい 計画の名称 () 期日
□いいえ

- ②①-1欄の数又は②①-2欄の数のいずれか少ない数
②② ②③の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者
②④ ②⑤の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者
②⑥ ②⑦の欄の数又は②⑧欄の数のいずれか少ない数
②⑦ ②⑧欄の数又は②⑨欄の数のいずれか少ない数
②⑧ ②⑨欄の数から②⑩欄の数を控除した数
②⑨ ②⑩の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における他の事業所からの転勤者
②⑩ ②⑪欄の数又は②⑫欄の数のいずれか少ない数

<計画開始時> 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

Table with columns for social insurance labor carrier, name, and phone number.

個人事業主氏名又は
法人名 (代表者氏名)
所在地
担当者名及び連絡先

計画開始時受付印

Table with columns for social insurance labor carrier, name, and phone number.

<計画終了時> 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

個人事業主氏名又は
法人名 (代表者氏名)
所在地
担当者名及び連絡先

計画終了時確認印

(所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載)

※受付公共職業安定所名

〔記入上の注意〕

- (1) 雇用促進計画の計画期間の始期においては、①欄から⑦欄まで、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所番号を記載してください。
- (2) 雇用促進計画の計画期間の終期においては、⑧欄、⑨欄、⑫欄から⑭欄まで及び⑯欄から⑰欄までを記載するとともに、当該期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記載してください。
- (3) ①欄には、当期の雇用促進計画の計画期間（法人の場合は事業年度、個人事業主の場合は暦年、以下同じ。）を記載してください。当該期間に⑫欄の「計画の期間」の初日が含まれる場合は、その初日を当該期間の始期として記載してください。
- (4) ②欄、④欄及び⑥欄には①欄の計画期間の初日の前日（当該期間の初日が⑫欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日）の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれ数の合計を記載してください。
- (5) ⑥欄及び⑦欄の「使用人業務役員及び役員の特珠関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特珠関係者をいいます。「役員の特珠関係者」とは、(1) 役員の親族、(2) 役員と婚姻をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、(3) 左記(1)及び(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人、(4) 左記(2)又は(3)と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。
- (6) ⑧欄には、④欄の数に含まれる者のうち①欄の計画期間の末日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者である者（当該期間の末日において、引き続き当該事業主に雇用されている者に限り、⑥欄の数に含まれる者を除きます。）の数を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。
- (7) ⑩欄には①欄の計画期間における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑪欄には⑩欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画—2（求人申込み見込み）」に必要事項を記載してください。
- (8) ⑫欄、⑬欄及び⑭欄には①欄の計画期間の末日の数を記載し、⑮欄、⑯欄及び⑰欄にはそれぞれ数の合計数を記載してください。
- (9) ⑱欄には⑫欄の数から⑲欄の数を控除した数を記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。
- (10) ⑳欄には⑫欄の数から⑳欄の数を控除した数から、㉑欄及び㉒欄の数を控除した数を記載してください。また、㉑-1欄には㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における㉑欄の数を合計した数を、それぞれ記載してください。
- (11) ㉑欄には、①欄の計画期間の初日（法人の当該期間の初日が㉑欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日）から起算して2年前の日以降に始まる事業年度の初日から当該期間の末日までの間（個人事業主にあっては当該期間の初日が含まれる年の前々年の1月1日から当該期間の末日までの間）における事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合」による離職）に相当するもの）の有無について記載してください。
- (12) ㉑欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には、「はい」の欄に、○を付してください。「はい」の欄に☒を付した場合には、「計画の名称」欄に当該計画の名称を記載するとともに、「計画の期間」の欄に当該計画の計画期間を記載してください。あわせて、①欄の計画期間が、㉑欄の計画の何期目に該当するの記載してください。また、㉑欄の計画の対象となっている事業所については、「基準日」の欄にその計画の認定を受けた日（当該事業所が㉑欄の計画（令和6年4月1日以後に認定されたもの）に定めて新設により整備した事業所である場合は、当該事業所の用に供した日）を記載するとともに、その新設により整備した事業所については、事業所の名称のあとに「新設」と記載してください。さらに、当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。ただし、○を付すのは、当該事業所の「基準日」の欄に記載した日から同日の翌日以後2年を経過する日までの期間内の日が①欄の計画期間内に含まれる事業所に限ってください。提出する際には、㉑欄の計画及び当該計画における労働者の増加数等の記載事項が分かる書類を添付してください。
- (13) ㉒欄には、㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (14) ㉑欄には、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者（当該期間の末日において㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限ります。）の数の合計数を記載してください。
- (15) ㉑欄には、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者でない労働者であり、当該期間の末日において㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数を記載してください。
- (16) ㉒欄には、㉑欄の数又は㉑欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (17) ㉑欄には、㉑欄の数から㉑欄の数を控除した数（0を下回る場合は0）を記載してください。
- (18) ㉑欄には、㉑欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に他の事業所から転動した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者でない労働者（①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者で当該期間の末日において㉑欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者を除きます。）であり、当該期間の末日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数を記載してください。
- (19) ㉒欄には、㉑欄の数又は㉑欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (20) ①欄の計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人事業主又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第一項に規定する雇用促進計画の期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出について適用し、施行日前に当該期間の初日が属する場合には、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。